

## インフルエンザによる出席停止期間の基準（学校保健安全法により）

# 『発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで』

以下の「インフルエンザ出席停止期間早見表」を参考に、自宅療養をしていただきますようお願いいたします。

また医療機関を受診された際、医療機関から渡された書類は破棄せず、保管をお願いいたします。出席停止の手続きにつきまして、回復されましたら「感染症罹患証明書（インフルエンザ）〈様式1（インフルエンザ）〉」及び添付書類を担任まで御提出ください。

【注意!】発症とは、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（発熱など）が始まった日です。

【注意!】1日のなかで発熱と解熱が両方あった場合は「発熱」となります。

### 〈インフルエンザ出席停止期間早見表〉

		発症日	発症後								
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
月/日(曜日)		( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )	( / )
体温(一番高い温度を記入)		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
例1	発症後1日目に解熱した場合(最低基準)	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能			
		← 出席停止期間 →									
例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能			
		← 出席停止期間 →									
例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能			
		← 出席停止期間 →									
例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能		
		← 出席停止期間 →									
例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
		← 出席停止期間 →									